

平成18年12月号



服部社会保険労務士事務所
労働保険事務組合服部労務管理センター
服部行政書士事務所
服部事務所だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5
電 話 : 0859-33-8594 FAX :0859-33-8775
e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp
<http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

社会保険 委託事業所の事業主様へ 賞与支払いについてお知らせとお願い
年末賞与の時期となりました。賞与を支払われる場合以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

賞与にかかる保険料の控除額算出について

今年9月以降の賞与からの保険料控除額は、以下の計算式により算出してください。

賞与支払総額(ただし1,000円未満は切り捨て 健康保険は200万円・厚生年金保険は150万円上限) × 各保険料率

各保険料率は以下のとおりです

健康保険料.....介護保険に該当する人(40歳以上65歳未満の人) = 1,000分の47.15

介護保険に該当しない人(上記以外の人) = 1,000分の41

厚生年金保険料...1,000分の73.21

賞与支払届の提出について

年末賞与を支払われた場合は『賞与支払届総括表』と『賞与支払届』を提出する必要があります。

賞与を支払われたら、当事務所にご連絡ください。必要書類をご用意してお伺いいたします。

12月の生活ホットニュース

平成18年度の年末調整について

年末調整を行う理由

給与を支払う事業主は、毎月(日)の給与の支払いの際、「源泉徴収税額表」によって所得税を給与から控除しますが、毎月控除した所得税の1年間の合計額と、年間の給与と総額にかかってくる所得税の年額とは一致していません。

一致しない理由として、1.1年の途中で扶養親族等に異動があっても、異動後からの税額が修

正されるだけで遡って各月の所得税が修正されない 2.配偶者特別控除や生命保険料、損害保険料等が控除されていない、などがあげられます

昨年との相違点

平成17年度と大きく異なる点は、「定率減税額」の引下げです。平成17年度は所得税額の20パーセント相当額(最高25万円)が減税されていまし

たが、平成 18 年度は、昨年の半分の所得税額の 10 パーセント相当額(最高 12 万 5,000 円)が減税されます。

さらに平成 19 年度は、定率減税が廃止されます。また、勤労学生控除の対象となる専修学校および各種学校の設置者の範囲に、「文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校等を設置する者」が追加されています。

昨年から引き続き、配偶者控除の適用を受けている方は配偶者特別控除を受けることができません(本人の所得が 1,000 万円を超える方にも配偶者特別控除は適用されません)。

老年者控除も平成 17 年分以後の所得税から廃止されています。

平成 19 年以後の改正点

定率減税の廃止に伴い、平成 19 年 1 月からの「源泉徴収税額表」が変更となりますので、1 月支払の給与から所得税の徴収額が変更となります。

損害保険料控除が改組されることになり、長期損害保険料と短期損害保険料の合計額(最高 15,000 円)の控除となっていたのが、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額(最高 5 万円)を総所得金額等から控除する地震保険料控除とされることとなります。

新しい年金額通知サービス

「ねんきん定期便」の概要

新通知サービスで保険料納付率アップ?

老後に受け取る公的年金の見込み額や納付記録を、政府が加入者全員に通知する「ねんきん定期便」の概要が固まりました。このサービスは 2008 年 4 月から始まる予定ですが、年金支給開始年齢が 60 歳となるおおむね男性で 54 歳以上、女性で 49 歳以上の世代に限り、2007 年末から通知が始まります。

50 歳以上の人には最終的な年金見込み額を知

らせ、見込み額の算定が難しい 50 歳未満の若い世代には目安がわかる早見表を同封して将来の年金額をイメージできるように工夫しているそうです。

いくらもらえるかがわかりにくいことが、年金への不信感や保険料の未納につながっているという現状を改善し、制度への信頼を取り戻すねらいがあります。

加入者に通知される内容は?

全加入者に毎年 1 回送付される「ねんきん定期便」には、1.これまでの加入期間、2.納めた保険料の額、3.それに基づく年金額が示されるようです。年金は実際には 25 年以上加入しないと受け取れませんが、25 歳未満の人にもそれまでに支払った保険料に見合う年金額が示されます。

これに加えて、50 歳以上の人については、将来の収入の見通しを考慮したうえで、受給開始年齢に達した時点で受け取ることのできる年金の見込み額も明記されます。

50 歳未満の人については、将来の年収の想定が難しいため、年収と納付期間を掛け合わせて年金額の目安がわかる早見表が同封されるようです。

その他、年金に関して現在行われているサービス

その他のサービスには、インターネットでの見込み額試算、ねんきんダイヤル(電話: 0570-05-1165)、離婚時厚生年金分割に関する情報提供などがありますが、いずれも大まかな金額のみがわかるシステムとなっているため、正確な金額などを知りたい場合は、従来通り社会保険事務所の窓口で相談する必要があります。

